

「家族などに聞いてみる」と言うと阻止される



「相談すると逆に心配をかけることになる」「今なら特別価格で安くできる」などと言われることがある。

「契約はしない」と告げても居座り続ける

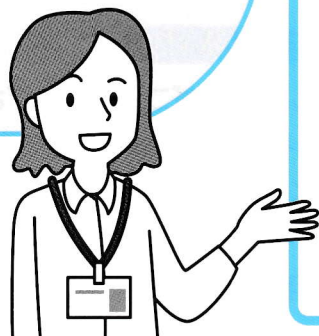


「契約はしない」と告げても居座ろうとすることがある。

その場で高額な契約を締結



さらに「別の箇所も修理が必要だ」などと勧誘され次々に工事契約をさせられ、トラブルの被害総額が大きくなることもある



その場で契約しない

悪質な事業者は消費者を焦らせて、冷静な判断ができない状態で契約を持ちかけます。その場では契約しないようにしましょう。

退去しないときは警察に連絡する

「帰ってください」と退去を要求しても居座り続ける時は、警察に連絡しましょう。

被害にあわないために

- ①突然の電話や訪問に注意
書面による事前通知がなく電話や訪問で分電盤の点検の話が出たら点検商法を疑いましょう。
- ②固定電話の設定を工夫
固定電話を留守電設定にすると不要な勧誘を受けることが少なくなります。自動通話録音機を設置することも有効です。
- ③その場で契約しない
不安をあおられたり強い言葉で要求されたりしてもその場で契約しないようにしましょう。
- ④家族や知人に相談する
対応が難しいと感じた場合には、家族や知人などに相談しましょう。
- ⑤警察を呼ぶ
契約を断っても居座ったり脅されたりした時は警察を呼びましょう。
- ⑥消費生活センターに相談する
訪問した事業者と契約してしまったときでもクーリング・オフできる場合があるので早急に消費生活センターにご相談ください。

分電盤の点検商法に関するトラブルで不安や疑問を感じたら、一人で悩まずあきらめないで

練馬区消費生活センター

にご連絡ください

☎ 03-5910-4860

Fax 03-5910-3440

☾～☽曜日 午前9時～午後4時30分
(土・日曜・祝休日・年末年始を除く)